市街化調整区域の開発許可基準の緩和について寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成30年10月5日~平成30年10月19日	
意見募集結果	意見提出者1名、意見2件	
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件	
	原案のとおりとしたもの 2件	

(2) 意見の内容と市の考え方

No.	担山された辛貝の内容	意見に対する考え方	案の修正
	提出された意見の内容		の有無
1	市街化地調整地域に10年以	既存適法建築物 (※1) につい	無
	上宅地として所有している場合	ては、同敷地同用途の建替えが可	
	は、建物建設を認めてください。	能です。今回の改正により、同敷	
	宅地の税金を払っているのに、	地であれば一部ではありますが	
	建物建設できないのは、残念で	用途の変更も可能となることか	
	しかたがないです。納得できな	ら、従来よりも許可基準の緩和に	
	いです。ここに住もうと思って	なると考えております。	
	所有していますので、よろしく	(※1)区域区分日前から存する建築	
	お願いいたします。	物又は建築基準法第6条第1項若し	
		くは第6条の2第1項の規定により	
		建築の確認を受けて建築された建築	
		物をいいます。	
2	市街化調整地域に10年以上	既存適法建築物については、同	無
	宅地として所有している場合	敷地同用途の建替えが可能です。	
	は、建物建設を認めるとしてく	今回の改正により、同敷地であれ	
	ださい。	ば一部ではありますが用途の変	
	宅地の税金を払っているの	更も可能となることから、従来よ	
	に、建物建設できないのは、理不	りも許可基準の緩和になると考	
	尽と思います。調整地域の緩和	えております。	
	は、ここがまず先にするのが、筋		
	と思います。		